

令和 8 年度「青少年の被害・非行防止全国強調月間」実施要綱

令和 8 年 6 月 11 日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

我が国における社会・経済状況、家庭環境の変化や情報通信技術の発展等は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年の被害の現状については、スマートフォンやSNSを始めとする様々な機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、SNSやオンラインゲームを通じて面識のない被疑者と知り合い、性犯罪等の被害に遭った児童数は高い水準で推移し、特に小学生の被害が近年大幅に増加している。また、それぞれに事情や問題を抱えた青少年が自分の居場所を求め、SNS等を通じて知り合った者と繁華街に集まり、犯罪被害に遭うリスクについての認識が不十分なまま被害に遭っている。加えて、青少年のインターネット利用時間が増加傾向にあり、情報の不適切な受発信により、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加が引き続き懸念される。

非行情勢については、令和 7 年の刑法犯少年（犯罪行為をした 14 歳以上 20 歳未満の者のうち刑法犯で警察に検挙された者）の検挙人員は 24,416 人と、戦後最少であった令和 3 年から 4 年連続で増加し、万引き、オートバイ盗、傷害等の多くの罪種で検挙人員の増加がみられ、また、人口 1,000 人当たりの検挙人員は、20 歳以上の者が 1.7 人と近年ほぼ横ばいである一方、刑法犯少年は 3.8 人と 4 年連続で増加している。また、特別法犯では、大麻事犯や児童ポルノ事犯等の検挙人員が依然として高水準で推移しているなどの特徴がみられるほか、いわゆる「闇バイト」に応募するなどして組織的な特殊詐欺や強盗等へ加担した事件も引き続き発生しており、懸念すべき状況にある。

次代を担う青少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題であり、引き続き、特定少年（18 歳及び 19 歳の者をいう。）を含めた青少年の健全育成及び非行防止のため、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、社会が一体となった青少年の被害・非行の防止のための積極的な取組を進めることが必要である。

このため、学校が夏季休業に入る 7 月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（以下「月間」という。）とし、関係機関・団体、福祉施設、地域住民等が相互に協力・連携しながら、青少年の被害・非行防止に向けた諸活動を集中的に実施することにより、青少年の健全育成について国民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

2 期間

令和8年7月1日（水）から同月31日（金）までの1か月

3 実施体制

別紙のとおりとする。

4 最重点課題

インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

スマートフォンの普及に伴い、SNS等で知り合った人にだまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、送信させられる被害等、SNSに起因する犯罪被害に遭った児童の数は高い水準で推移している。また、夏季休業中は、青少年のSNS等を利用する時間が増え、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会が更に増加することが懸念される。

このような現状に鑑み、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）及び「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」（令和6年4月25日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）等に基づき、地域の関係機関・団体等が相互に連携・協力して、児童買春や児童ポルノ製造を始めとするこどもの性被害の未然防止や被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進する。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」

（令和6年9月9日こども政策推進会議決定）の3つの柱である、青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進、フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進、「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進を図ることとし、青少年や保護者等に対し、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発を行う。

あわせて、民間団体・事業者による違法情報の自主的な削除、サイバーパトロール等の取組を支援するほか、SNSやウェブサイトに掲載した写真や動画が、性的ディープフェイクを含むわいせつ目的などの望まない形で悪用されてしまうケースもあることから、これらの投稿等については注意・工夫するよう、青少年や保護者等に啓発を行う。

5 重点課題

(1) 重点課題1 有害環境への適切な対応

青少年が性被害・性的搾取を受けることがないよう、学校や関係機関を通じて児童生徒やその保護者を始めとする社会全体に対して、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働き掛けを行う。

また、成年年齢は18歳に引き下げられたが、引き続き20歳未満の者の飲酒・喫煙が禁止されていることから、酒類・たばこの販売時における販売者による年齢確認の徹底を図るなど、20歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(2) 重点課題2 薬物乱用対策の推進

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、学校や労働関係機関・団体における薬物乱用防止教育・啓発の充実のほか、家庭や地域社会、関係機関等が一体となった薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、若年層による大麻の乱用拡大が著しいことから、若年層のうち特に学校教育等において対象となる青少年や、その保護者、地域の指導者等に対して、大麻を始め、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や有害性に関する正しい知識の普及、ターゲットを絞った具体的な情報発信等を積極的に推進する。

また、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談体制を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

さらに、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）については、心と体を傷つける危険な行為であることを啓発するとともに、指定濫用防止医薬品の販売等の新たな規制が令和8年5月1日に施行されたことも踏まえ、薬局等において幅広い関係者との連携の下、青少年への販売等について適切な対応がなされるよう周知を図る。

(3) 重点課題3 不良行為及び初発型非行等の防止

青少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭ったりすることのないよう、青少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜はいかい等の不良行為を行っている青少年の早期発見に努め、的確な

助言、指導等を行う。

中学生、高校生を含む青少年が、「闇バイト」に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担している現状に鑑み、「『闇バイト』は犯罪である」ことや、犯罪実行役の募集の実態や危険性、家族等の大人や警察に相談することの重要性等について、非行防止教室等を通じて広報啓発するほか、学校からはリーチできない層への広報啓発のため、様々な機会やSNS等の広報媒体を活用して情報発信をするなど、青少年を犯罪行為に加担させないための取組を推進する。

また、近年、オンラインカジノが問題となっていることを踏まえ、青少年やその保護者に対し、オンラインカジノやその広告・宣伝行為等の違法性等について周知するとともに、盗撮事案や児童ポルノ事犯、性的ディープフェイクや不正アクセスについては、犯罪行為・人権侵害であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を青少年に身に付けさせるため、非行防止教室の開催等の取組を推進する。

このほか、万引きや自転車盗等の初発型非行についても、同様の取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、青少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

(4) 重点課題4 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

重大ないじめ・暴力行為等の問題行動を許容せず、これらの被害に遭っている青少年や、目撃した青少年が一人で悩み、苦しむことのないよう、青少年が安心して思いを打ち明けやすい環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等による支援の活用を図る。あわせて、「24 時間子供 SOS ダイヤル」、「こどもの人権 110 番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル『189（いちはやく）』」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々な SOS の受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

また、重大ないじめへの対応のみならず、保護者を始めとした地域の様々な大人が関わり青少年を見守る体制を構築するため、地域と学校や警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等において、児童生徒がいじめを受けたり、自分や友人の安全に不安があったりすれば、周囲の信頼できる大人にちゅうちょすることなく相談できるよう、様々な SOS の受け止めに係る相談窓口の周知やPTA等との連携を進める。

このほか、SNS等における誹謗中傷の書き込み等の「インターネット上のいじめ」も含め、重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした青少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 230 条に基づく名誉毀損罪や児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）等の刑事罰の対象、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等の心身に深刻な傷を与える行為であることを理解させるための取組を推進するとともに、人権侵害につながりかねない動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段の周知や関係機関間の連携の強化を図る。

（５）重点課題５ 再非行（犯罪）の防止

青少年が非行を繰り返さないようにするため、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）、「第二次再犯防止推進計画」（令和 5 年 3 月 17 日閣議決定）等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

また、青少年一人一人が抱える問題の状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所、少年鑑別所（法務少年支援センター）等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の青少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくり等の取組を一層推進する。

さらに、地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。特に、民間ボランティア団体、公共職業安定所、更生保護関係機関、矯正施設、警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労・修学支援を一層推進する。

6 留意事項

（１）月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が国民に定着していくようにするため、国民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

（２）連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、福祉施設、地域住民等が一体となって被害・非行防止のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、実施計画の策定等により連絡調整を十分に行うとともに、同期間中に実施される他の青少年の被害・非行防止に関連する月間等との連携に配慮する。

(1) 主唱

こども家庭庁

(2) 参加

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所、都道府県、市区町村

(3) 協力 (五十音順)

指定都市教育委員会協議会、全国更生保護法人連盟、全国高等学校PTA連合会、全国高等学校長協会、全国市町村教育委員会連合会、全国児童自立支援施設協議会、全国社会福祉協議会、全国少年警察ボランティア協会、全国人権擁護委員連合会、全国青少年育成県民会議連合会、全国町村教育長会、全国都市教育長協議会、全国都道府県教育長協議会、全国防犯協会連合会、全国保護司連盟、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、中核市教育長会、日本BBS連盟、日本PTA全国協議会、日本勤労青少年団体協議会、日本更生保護協会、日本更生保護女性連盟、日本私立中学高等学校連合会、麻薬・覚せい剤乱用防止センター

(4) 協賛 (五十音順)

アルコール健康医学協会、安心ネットづくり促進協議会、インターネット協会、インターネットコンテンツ審査監視機構、インターネットコンテンツセーフティ協会、映画倫理機構、衛星放送協会、NHK、草の根サイバーセキュリティ推進協議会、子どもたちのインターネット利用について考える研究会、コンピュータエンターテインメント協会、コンピュータエンターテインメントレーティング機構、コンピュータソフトウェア倫理機構、出版倫理協議会、出版倫理懇話会、スポーツ七紙広告掲載基準委員会、成人番組倫理委員会、セーフアーインターネット協会、セルメディアネットワーク協会、全国卸売酒販組合中央会、全国携帯電話販売代理店協会、全国興行生活衛生同業組合連合会、全国小売酒販組合中央会、全国地ビール醸造者協議会、全日本広告連盟、ソーシャルメディア利用環境整備機構、適正映像事業者連合会、テレコムサービス協会、電気通信事業者協会、電子情報技術産業協会、東京公認心理師協会、日本アドバタイザーズ協会、日本アミューズメント産業協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本映像ソフト協会、日本映像制作・販売倫理機構、日本カラオケボックス協会連合会、日本ケーブルテレビ連盟、日本広告業協会、日本広告審査機構、日本公認心理師協会、日本コンテンツ審査センター、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合、日本雑誌協会、日本雑誌広告協会、日本酒造組合中央会、日本蒸留酒酒造組合、日本新聞協会、日本精神衛生学会、日本電話相談学会、日本複合カフェ協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本民間放送連盟、日本ユニセフ協会、日本洋酒酒造組合、日本洋酒輸入協会、日本臨床心理士会、日本レコード協会、日本ワイナリー協会、ニューメディア開発協会、ビール酒造組合、マスコミ倫理懇談会全国協議会